

*Sharing Quality Higher Education Across Borders:
A Checklist for Good Practice*

「質の高い国境を越えた高等教育の共有：優良事例チェックリスト」

(チェックリスト部分抜粋・仮訳)

国際大学協会 (IAU)

カナダ大学協会 (AUCC)

米国教育協議会 (ACE)

米国高等教育ア krediyteshon協議会 (CHEA)

各機関は、自己分析において以下の項目を証明できるどのような根拠があるか、早急に考慮する必要がある。

広く公共善に対する貢献

- 当該機関の使命と目的が、社会・文化・経済における共同体の繁栄に貢献しているか？
- 当該機関の使命と目的が、国際教育・福祉・言語と文化における多様性に貢献しているか？
- 当該機関が行う国境を越えた教育プログラムが、文化的配慮に基づいた方法と内容であるか？また、その度合いをどのようにして量っているか？

能力育成

- 国境を越えた教育プログラムを開発するにあたり、当該機関の周囲にある機関との間で、そのプログラムが高等教育全体へもたらす利益について話し合いが持たれているか？例えば、場合によって、それらの機関との連携をする可能性はあるか？
- 国境を越えた教育プログラムの中で、相手国の機関と連携し、教員・研究者・学生の国際流動性を高める努力をしているか？

妥当性

- 当該機関の使命、目的、あるいは学習成果の評価指標が、地域・国・世界などの様々なレベルで責任ある人材となるために不可欠な、批判的思考の重要性を考慮したものとなっているか？また、国境を越えた教育プログラムにも、こうした考えが反映されているか？
- 国境を越えた教育プログラムを通して与えられる学位・資格が、履修した学生の就職の際に、当該国の労働市場で認められるものになっているか？

接続

- 当該機関が提供するプログラムなどへ進学するために経済援助が必要な学生に対し、国内外を問わず適切な支援を行っているか？

質

- 当該機関は、教員の専門的知見を基にし、学生からの視点を取り入れた質のレビュー・フィードバック調査・改善のプロセスを継続して行っているか？また、こうしたプロセスを連携する海外での教育においても行うよう、組織的に働きかけているか？
- 当該機関は、教育が行われる場所を問わず、その質保証の原則・方針・実施方法—さらに学術分野と実務分野双方における基準—を常に同様のものに行っているか？
- 当該機関は、教員の採用において、その採用先に関わらず、常に同様の基準と選考過程を用いているか？
- 当該機関が相手国の学生に対して提供する教育が、主にあるいは完全にインターネットなどの電子媒体を介す場合、対象学生および教員に対するテクニカルサポート、図書館情報への接続、適切なアドバイスなどの必要な支援をも提供しているか？
- 当該機関は、すべての学生に対し、その入学先を問わず、適切なアドバイスやオリエンテーションを実施しているか？
- 当該機関は、提供しているすべてのプログラムやイベントにおいて、適切な事務サポートを行っているか？

責任

- 当該機関は、自国と相手国双方の政府あるいはその他の適当な機関から、高等教育機関としてプログラムを提供することについての、正当な認可を得ているか？
- 当該機関は、他の教育機関、政府及び非政府組織などと協同して、質保証や資格認証についての国際的な情報交換や連携を促進するため、効果的な質保証原則と体制の構築に尽力しているか？

透明性

- 当該機関は、社会、学生、政府に対して、正確で理解しやすい形の情報を—特に、当該機関の法的地位、当該機関が提供する学位の授与権を所持する機関、提供されているプログラム／課程、質保証体制、その他様々なグッド・プラクティス規約において奨励されている項目について—積極的に公表しているか？
- 当該機関は、入学者の受入方針と基準、期待される学習成果、入学にかかる諸費用の合計、利用可能な財政支援について、明確に公表しているか？
- 当該機関は、成績やその他の学術指針・決定に対する学生の異議申し立ての手続きを、充分で、適切で、明確に公表されている状態にしてあるか？

質の高い国境を越えた高等教育に対する関与

- 「質の高い国境を越えた高等教育の共有：全世界の高等教育機関を代表した声明」や、その他の国際教育・国境を越えた教育の提供に関するグッド・プラクティス規約が、当該機関内で関心のある教職員、学生に伝達されているか？
- 当該機関は、高等教育と国境を越えた教育の提供に関して、特定のグッド・プラクティス規約に則っているか？